

加西市中小企業人材養成事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内の中小企業者が実施する人材養成事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付し、もって企業の育成と発展を図ることを目的とする。

（補助の対象）

第2条 この要綱により補助を受ける者は、中小企業の経営者、後継者又は管理者で、昭和62年4月1日以降に中小企業大学校関西校又は加西商工会議所(以下「関西校等」という。)において、研修を受けた者とする。

（補助金の額等）

第3条 補助金は、関西校等へ支払った受講料の4分の1とする。ただし、1人1科目につき、25,000円を越えないものとする。

第4条

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、加西市中小企業人材養成事業補助金交付申請書（様式第1号）に修了証書の写し及び受講料の支払い領収書等を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書を受理し審査のうえ適当と認めたときは、補助金の交付決定をし、当該申請者に対して、加西市中小企業人材養成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の通知書を受けた者は、当該通知書を受理した日から10日以内に加西市中小企業人材養成事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（平成10年2月16日改正）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月1日改正）

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。